別添資料

- 1. 調査団員リスト
- 2. 調査スケジュール
- 3. 協議議事録

調査団員リスト

No.		氏名	担当分野	職位および所属
1	中野	智	総括	国際協力事業団 無償資金協力部 業務第三課 課長代理
2	渡辺	雅人	技術協力	国際協力事業団アジア第二部 東アジア・中央アジア課
3	黒田	和光	教育計画	財団法人社会経済生産性本部
4	斎藤	正雄	教育訓練計画/日本語教育	個人
5	大厩	恵子	教育訓練計画/情報技術 (SE)	株式会社日本開発サービス
6	大塚	邦夫	教育訓練計画/生産管理技術	株式会社システム科学研究所
7	池崎	元彦	教育訓練計画/経営管理	株式会社日本開発サービス
8	北村	理一郎	建築計画	株式会社全国農協設計
9	飯村	直子	通訳(中国語)	財団法人日本国際協力センター

調査スケジュール

建築計画/ 北村理─郎	同左	同左	同左	同左	建築担当者と打合せ・サイト調査	建築担当者と打合せ・サイト調査	資料整理、団内打合 セ	資料整理、団内打合 せ
経営管理/池崎 元彦	同左	同左	同左	同左	大連財政貿易職工大学	同左	資料整理、団内打合せ	資料整理、団内打合せ
生産管理/大塚 邦夫	同左	同左	同左	同左	午前:大連理工大学 午後:伊藤忠(大連)有 限公司	午前:大連民族学院 午後:神奈川経済貿易事 務所	資料整理、団内打合せ	資料整理、団内打合せ
情報技術/大厩 恵子	同左	同左	同左	同左	大連理工大学ソフトウェアパーク	東北財経大学ュニバーサル人材	資料整理、団内打合セ	資料整理、団内打合せ
教育計画/黒田 和光	成田→北京(NH955)	JICA 事務所、日本大使 館、ローカルコンサル タント打ち合わせ 北京→大連(19:50) (cz6140)	9:00 大連市科学技術局 14:00 大連日本商工ク ラブと打合せ	午前:サイト視察 鉄道学院ソフト ウェア学院 午後:科技局打合せ 市経済委員会ヒ アリング	準備委員会打合せ	準備委員会打合せ	資料整理、団内打合せ	資料整理、団内打合せ
日本語教育/斎藤 正雄								
中野 智/総括 渡辺 雅人/ 技術協力								東京→北京
月日	3.3 H 30 H (H)	3.1 H (A)	(大) (大)	2 日 (水)	3 日 (未)	4 日 4 日 (金)	4/5 (±)	4/6 (月)

総括/中野 智技術協力/渡辺強,	日本語教育/斎藤 正雄	教育計画/黒田 和光	情報技術/大厩 恵子	生産管理/大塚 邦夫	回左	建築計画/ 北村理一郎
#大 JICA 事務所、 大使館 商務部 北京→大連 (21:20)		大連市科技局打合セ	東軟情報学院 海事大学	9:00 中国華緑・松下 AVC 有限公司 13:00 大連光洋瓦軸汽車 軸承有限公司 佐藤総経理	同左	建築担当者と行合せ・サイト調査・市関係機関打合せ
午前: 市科技局 午後: 大連商エク ラブ 駐在官事務所		JICA団員に同行	午前:同左 午後:大連商エクラブ 駐在官事務所同行	午前:同左 午後:大連商エクラブ 駐在官事務所同行 伊藤忠(大連)有限公司	同左	午前:同左午後:大連商エクラブ財在官事務所同行
午前:サイト調査 午後:市科技局と 協議		JICA 団員に同行	13:00 大連メタテクノ	10:00 大連アルプス電子 有限公司 13:00 大連千代田空調機 器有限公司	同左	建築担当者と打合せ・サイト調査・ で・サイト調査・ 市関係機関打合せ
午前: 市科技局と協 議 午後: ミニッツ案作 成	,	JICA 団員に同行	13:00 大連愛科信息技術 有限公司	午前:大連軽工業学院 13:30 オムロン(大連) 有限公司	大連財政貿易職工大学	建築担当者と打合 せ・サイト調査・市 関係機関打合せ
ミニッツ協議 スキーム説明 【技術協力】 13:40 大連→東京		JICA 団員に同行	9:30 大連朝旭計算機技術信息開発有限公司 14:00 大連市情報産業局	午前:大連鉄道学院(機械工学) 校工学) 午後:同右	同左	建築担当者と打合 せ・サイト調査・市 関係機関打合せ
資料整理、団内打 合せ		[資料整理、団内打合せ	資料整理、団内打合社	資料整理、団内打合せ	資料整理、団内打合せ
資料整理、団内打 合せ	東京→北京	資料整理、団内打合せ	資料整理、団内打合せ	資料整理、団内打合社	資料整理、団内打合せ	13:40 大連→鬼兒

建築計画/ 北村理一郎						
経営管理/池崎 元彦	10:00 アイディー広告 午後:森ビル	同左	10:00 大連愛光浸清成型 有限公司/倉永総経理 午後:資料整理	同左 14:30 東陶機器(大連)有 限公司/松田総経理	13:00 大連最上世紀有限公司 脇阪総経理/	資料整理、団内打合せ 資料整理、団内打合せ
生産管理/大塚 邦夫	午前:企業訪問アポイン ト取得 14:00 永井塑料製品有限 公司 島田総経理	10:00 栗田工業(大連)有 限公司/川久保理事 13:00 大連藤洋鋼材加工 有限公司/中村総経理	午前:大連愛光浸漬成型有限公司 14:00 大連小松雄連機器制造有限公司 小熊絲経理	9:30 大連天楽良繊維有	10:00 大連原田工業有限 公司 宮崎総経理 13:00 大連三洋空調有限 公司 井上副総経理	資料整理、団内打合せ 資料整理、団内打合せ
情報技術/大厩 惠子	10:00 ブイディー広告 午後:森ビル	10:00 NU sort 公司 14:00 CSK	10:00 人事局 (人才市場) 場) 午後:東鋭ソフトウェア 王春成	9:30 ソフトウェアパー ク創業センター2 号楼 (14:00 IBM	9:30 海輝公司 王主任 14:00 盛鴻ソフトウェア 朱総経理	ハイテクパーク留学生 企業4社訪問 資料整理、団内打合せ
教育計画/黒田 和光	午前:資料整理14:00 永井塑料製品有限公司	準備委員会打ち合わせ	10:00 人事局 (人才市場) 場) 午後:資料整理	9:00 科学技術管理研修 センター(大連理工大学 内) 午後:資料整理	9:30 海輝公司 王主任 14:00 みずほ銀行	資料整理、団内打合せ 資料整理、団内打合せ
日本語教育/斎藤 正雄	午前:JICA 事務所打ち合わせ そ後:国際交流基金北京 事務所打ち合わせ	日本学センター訪問 国際交流基金派遣専門 家と打ち合わせ	11:40 大連(CA1605) 14:00 大連金州外国語学院/ 小熊一義先生 18:00 JOCV 杉山充、 相原幹子隊員	午前:GBキャピタル(奥村先生) 14:00 民族学院 JOCV 森恵美子隊員 15:30 大連翻訳専修学院 原务夫先生(シルバーボランティア)	9:00 大連外国語学院 (姜教授) 14:00 東北財経大学(国 際商務外国語学院) (加藤先生)	資料整理、団内打合せ 資料整理、団内打合せ
総括/中野 智技術協力/ 渡辺雅人	午前:M/D 署名 14:00 瀋陽総領事 館大連事務所 17:40 CA954(→北京)					
ЯН	4月 14日 (月)	4月15日(天)	4 月 16 日 (水)	4月 (大) (大)	4 月 18 日 (金)	4/19 (土) 4/20 (用)

ii/ -郎														
建築計画/ 北村理一郎				-										
経営管理/池崎 元彦	午前:資料整理		午後:森ビル(JETRO)	9:30 大連平田化工有限	(京)		11:30-14:30 団内会議		9:00-13:00 市科学技 術局への報告	午後:資料整理	午前:資料整理	13:30-15:00 大連日本商 エクラブと打ち合わせ	資料整理、団内打合せ	13:45 大連→東京
生産管理/大塚 邦夫	9:30 鉄道学院(生産管理 の要請内容について)		午後:JETRO	9:30 大連平田化工有限	公司午後:報告書作成		11:30-14:30 団内会議	į	9:00-13:00 市科学技 術局への報告	午後:報告書作成	午前:報告書作成	13:30-15:00 大連日本商 エクラブと打ち合わせ	資料整理、団内打合せ	13:45 大連→東京
情報技術/大厩 惠子	9:30 現代公司 高君芳	14:00 塞維コンサルティング	15:30 鉄道学院(IT について)	9:30 ソフトウェア協会	14:30 DD ポート/ デジタ ルポート	9:30 華信公司	11:30-14:30 団内会議	15:00 電子職業中等専門 学校(職業高校) 苗校長先生	9:00-13:00 市科学技術局への報告	午後:ITクラブとのディ スカッション	午前:資料整理	13:30-15:00 大連日本商 エクラブと打ち合わせ	資料整理、団内打合社	13:45 大連→東京
教育計画/黑田 和光	9:30 開発区管理委員会 侯清主任				午後:同右		11:30-14:30 田内公業	Market Afril Doort Octor	9:00-13:00 市科学技 術局への報告	午後:資料整理	午前:資料整理	13:30-15:00 大連日本商 エクラブと打ち合わせ JETRO	資料整理、団内打合せ	13:45 大連→東京
日本語教育/斎藤 正雄	午前:大連理工大学	午後:大連鉄道学院(ソ フトウェア学院)	大連鉄道学院	午前:東北大学東軟情報	字院 午後:大連職業技術学院	午前:遼寧師範大学 安滿日語(民間日	本部学校) 11:30-14:30 田内今繼	11:30 14:30 当門五殿 午後:大連外国語学院	9:00-13:00 市科学技 術局への報告	午後:資料整理	午前:資料整理	13:30-15:00 大連日本商 エクラブと打ち合わせ JETRO	資料整理、団内打合せ	13:45 大連→東京
総括/中野 智技術協力/渡辺雅人														
月日	4 B	(E)	.,	4月	Z Z Z	4 月 23 日	¥ (¥	,	4月24日		4月 元	(後)	4/26 (±)	4/27 (H)

中華人民共和国 「大連日中人材育成センター設立計画」予備調査 協議議事録

日本国政府は中華人民共和国政府の要請に基づき「大連日中人材育成センター設立計画」(以下「計画」という)に関する予備調査の実施を決定し、その実施を国際協力事業団(以下「JICA」という)に委託した。

JICAは、無償資金協力部業務第三課長代理中野智を団長とする予備調査団(以下「調査団」という)を2003年3月30日から4月28日まで中華人民共和国に派遣し、中華人民共和国政府関係者(以下「中国側」という)と協議するとともに現地調査を実施している。

協議および現地調査の結果、双方は付属書に記述された主要事項について確認した。本 調査団は日本に帰国後、本プロジェクトを日本の無償資金協力により実施することの意義 と技術的可能性を今次調査の結果に基づき検討する。

本議事録は、本文と付属書から構成され、日本語版、中国語版それぞれ3部作成し、日中双方の合意のもとに署名され、各関係機関が各1部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2003年4月14日 大連にて

日本国 国際協力事業団 予備調査団団長 中野 智

中等福

中華人民共和国 大連市人民政府 科学技術局副局長 姜 運政

(連署人) 中華人民共和国 大連市人民政府 対外貿易経済合作局副局長 王 延輝

1. 目的

本計画は、日本語とIT、経営管理、理工などの専門技術を兼ね備えた人材を育成する教育・研修機関を大連市内に設置し、(1)日系企業にすでに就業している者および日系企業への就職を希望する者、(2)日本企業と経済技術提携を行っている中国企業への就職を希望する者およびそれらの企業にすでに就業している者の能力を向上させることにより、大連市および遼寧省等の経済発展に寄与するとともに、現地日系企業を支援することを目的とする。

2. プロジェクトサイト

本計画のプロジェクトサイトを別添1に示す。

3. 実施体制

本計画の実施機関は大連市人民政府科学技術局であり、監督機関は大連市人民政府対外 貿易経済合作局である。

また、中国側は本計画実施にあたりプロジェクト指導委員会を設立した。同委員会内に設置された大連日本語ビジネス人材育成センター準備委員会は、大連鉄道学院を主体に構成され、今後の調査における中国側の窓口機関となる。

本計画の実施機関の組織図を別添2に示す。

4. 要請內容

大連日中人材育成センター(以下「センター」という)の教学本館および付属施設(国際交流会館、室外運動場、校内道路および植樹)の建設、教育・事務室・付属施設用機材および教材の調達等(詳細は要請書のとおり)。

5. 無償資金協力スキーム

調査団は、別添3に示した日本の無償資金協力スキームおよび別添4に示した日中両国 政府による主な負担事項の内容を説明し、中国側はこれを理解した。

6. 調査予定

- (1)調査団(コンサルタント団員)は引続き28日まで現地調査を継続する。
- (2) 今次調査の結果により、本プロジェクトに関する無償資金協力の意義および妥当性が確認され、日本国政府の指示が出された場合、JICAは基本設計調査団を中華人民共和国に派遣する。

- 7. その他協議事項

- (1) センターの正式名称は別途両国間で検討のうえ、決定される。なお、決定前は中国側は要請書の名称を使用する。
 - (2) センターは独立の法人資格を有する公立の教育機関であり、大連市人民政府科学技



J

術局が直接管理を行う。講師は大連鉄道学院からのみならず、大連市外国語学院および大 連市内の他大学等の優秀な講師も講義を行う。

(3)調査団は、センターの人的規模として中国側要請の年間延べ3,000人は過大である と認識しており、数百人規模の非学歴教育機関としてセンターを位置付けていることを説 明した。

中国側は、要請書の人的規模を保持すること、およびセンターの人的規模と学歴教育に ついては中国側の実際のニーズと日本側コンサルタントの継続調査の結果に基づき検討さ れることを希望した。

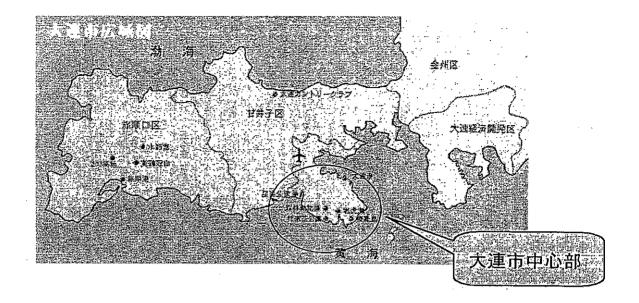
(4)調査団は、センターの施設規模として中国側要請の約2万平米は過大であると認識 しており、上述(3)の人的規模をベースとしたものを前提とする必要があると説明し *t*=0

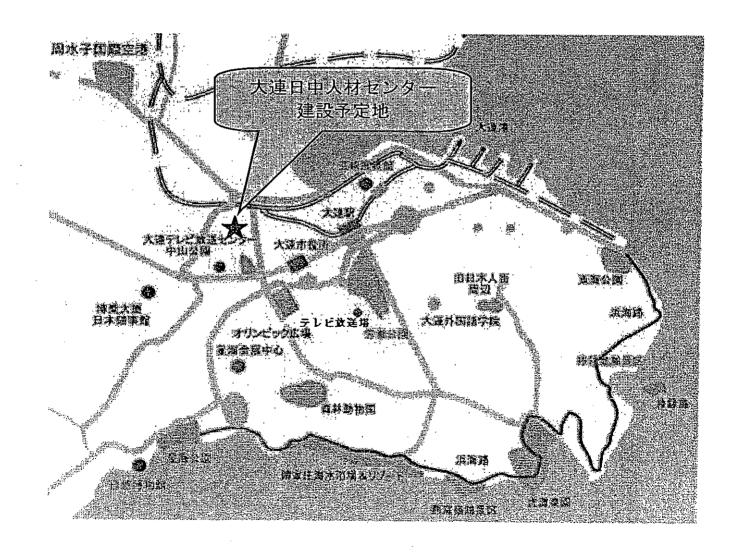
中国側は、要請書の施設規模を保持すること、およびセンターの施設規模については中 国側の実際のニーズと日本側コンサルタントの継続調査の結果に基づき検討されることを 希望した。

- (5)調査団は、教学本館以外の付属施設は協力対象として含めることは困難であること を説明し、中国側はこれを理解した。
- (6)調査団は、センターに対するJICAの技術協力について、シニア海外ボランティアのグループ派遣などを想定しており、中国側要請の専門家50人規模の協力は困難であることを説明し、中国側はこれを理解した。

別添:

- プロジェクトサイト地図
 組織図
- 3. 日本の無償資金協力スキーム
- 4. 日中両国政府による主な負担事項

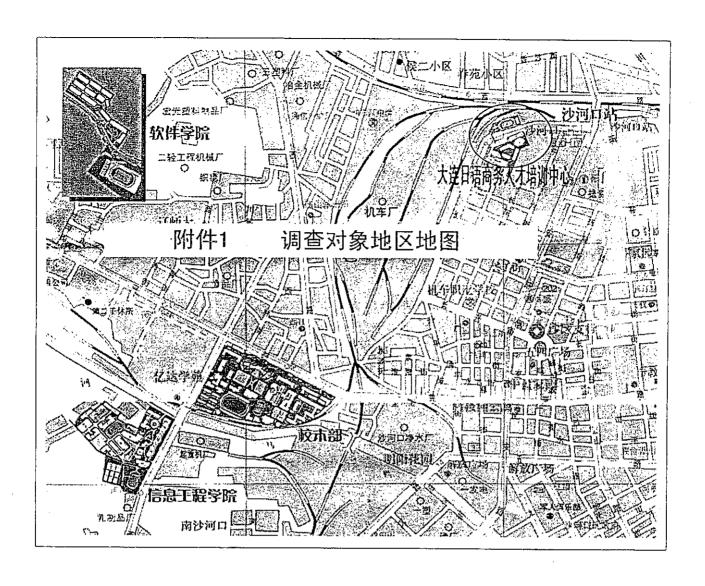


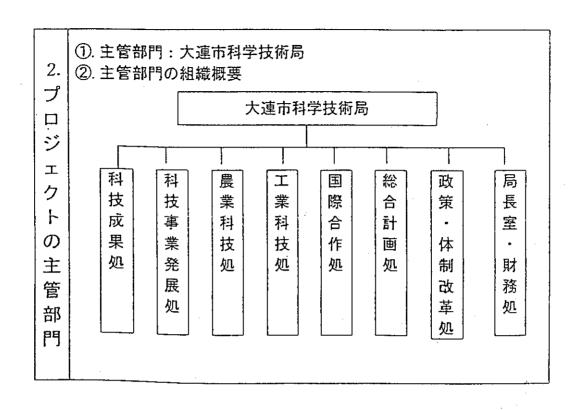


4

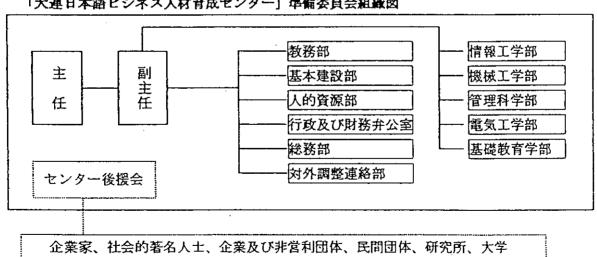
1







「大連日本語ビジネス人材育成センター」準備委員会組織図



日本の無償資金協力の仕組み

無償資金協力とは被援助国に返済義務を許さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の 経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材および役務(技術あるいは輸送等)を調 達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するもので、 我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

1. 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力は次のような手順により行われる。

第一段階である要請は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府(外務省)は無償資金協力としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICAに対して調査の指示を行う。

第二段階である調査(基本設計調査)は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は、第二段階でJICAが作成した基本設計報告書を基に日本国政府が そのプロジェクトが無償資金協力として適当であるかを審査した後、閣議請議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは、第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、無償資金協力が実行に移される。

無償資金協力の実行に際して、JICA は入札・契約手続き、その他の事項につき被援助国政府に協力を行う。

2. 調査の位置付け

(1)調査内容

JICA が実施する調査(基本設計調査)は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本国政府が無償資金協力として承認するに当たっての基礎的資料(判断材料)に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全て協力対象となるのではなく、我が国無償資金協力スキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償資金協力として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、先方政府の関係する機関全てとの確認を協議議事録により行う。





(2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して交換公文(E/N)により決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICA は当該コンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力スキーム

(1)交換公文の締結

無償資金協力の実施に当たっては政府間の合意およびE/Nの締結が必要である。E/Nでは当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(2) 供与期限

供与期限は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの締結からコンサルタントおよびコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間(一財政年度)の延長が可能である。

(3)無償資金協力によって調達される生産物および役務は原則として日本国および被援助国の生産物並びに日本国民の役務を購入するために適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう日本国民という語は日本国の自然人またはその支配する日本国の法人を意味する。

なお、無償資金協力は両国政府が必要と認める場合には第三国(日本国および当該国以外)の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。但し、無償資金協力ガイドラインにより、無償資金協力を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者および調達業者は日本国民に限定される。

(4) 「認証」の必要性

当該国政府または政府が指定する当局が行う日本国民との契約は円貨建で締結され、かつ、 日本国政府による認証を必要とする。認証は無償資金協力の財源が日本国民の税金であること による。

(5)被援助国に求められる措置

無償資金協力が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置が求められる。

- 1)施設案件の実施に当たっては施設建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。
- 2) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- 3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- 4) 原則として無償資金協力に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関および国内輸送等に係る経費の負担と速やかな実施を確保すること。





- 5) 認証された契約に基づき調達される生産物および役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税およびその他の財政課徴金を免除すること。
- 6) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国および滞在に必要な便宜を与えること。

7) 適正使用

無償資金協力に基づいて建設される施設および購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。また、無償資金協力によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費等全ての経費を負担すること。

8) 再輸出

無償資金協力に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。

9)銀行取り極め

- a) 当該国政府または指定された当局は日本国内の銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府もしくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に日本円で払い込むことにより無償資金協力を実施する。
- b) 日本政府による払い込みは当該国政府または指定された当局が発行する支払授権書 に基づいて契約銀行が支払請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

10) 支払授権書

当該国政府は、銀行取り極めを締結した契約銀行に対し、支払授権書の通知手数料および支払手数料を負担しなければならない。





日中両国政府による主な負担事項

	負担事項	日本	中国
1	プロジェクト用地確保		
2	プロジェクトサイト上の障害物撤去、整地、埋立など(必要に応じ実施)		•
3	プロジェクトサイト周囲のゲート、フェンスの建設		•
4	駐車スペース施工		1
5	道路建設		
	1) プロジェクトサイト内	•	
	2) プロジェクトサイト外		ō
_6	建築物施工	•	
7	電力、水道、排水、その他のファシリティーの供給		
	1)電力		ı
	a.プロジェクトサイトまでの電線		•
	b.引込線および内部配線	•	
	c.主遮断器および変圧器	•	
	2) 水道		
	a.プロジェクトサイトまでの主上水道		•
	b.プロジェクトサイト内の上水道供給	•	
	3)排水設備		
	a.プロジェクトサイトまでの主排水口	_	•
	b.プロジェクトサイト内の排水設備 (トイレ排水、生活排水、下水溝など)		
	4) ガス a.プロジェクトサイトまでの都市ガス		_
	a.ノロシェクトサイトは Cの都市ガス b.プロジェクトサイト内のガス供給		•
	5) 電話		
	a.建築物内メイン供給フレーム(MDF)までの電話線の引き <u>込</u> み		_
	b.MDF およびその先の延線		
	(6) 家具および機材		
	a. 家具全般		
	b.プロジェクトに必要な機材		
8	銀行取極(B/A)に基づき金融サービスを行う契約銀行に対する下記費用の負担。		
	1)支払授権書(A/P)発給手数料		
	2)支払手数料		
9	受取国の荷揚げ港での荷下ろしと通関の確実な実施。		
	1)日本から受取国への製品の海上(空路)輸送		
	2) 荷揚げ港での製品の免税手続きと通関		•
	3) 荷揚げ港からプロジェクトサイトへの国内輸送	(●)	(•)
1.0	認証された契約に基づく製品供給と支援業務に関連して必要になる日本国民に		•
	対して、当該者が責任遂行に必要となる受取国への入国や入国後の宿泊に関連	}	
	して必要な便宜供与。		ľ
1 1	認証された契約に基づく製品供給と支援業務に関連して、受取国により日本国民		
	に賦課される関税、国内税、増値税やその他賦課金の免除。		_
1 2	無償資金協力により建設された施設および調達された機材を適切に使用し、かつ] 	•
	適正に維持管理するために必要な費用の負担。	.	-
1 3	無償資金協力により建設および調達されるもの以外で、施設建設および調達機材		•
	における輸送および据付等に必要となるその他の費用の負担。		-
			







中华人民共和国

(大连中日人才培训中心建设计划) 预备调查

会谈纪要

根据中华人民共和国的申请,日本国政府决定就"大连中日人才培训中心建设计划"(以下称"本计划")实施预备调查,向国际协力事业团(以下称"JICA")委托实施该调查。

JICA 自 2003 年 3 月 30 日至 4 月 28 日派遣以无偿资金协力部业务第三课长代理中野智为团长的预备调查团(以下称"调查团")前往中华人民共和国、和中华人民共和国政府有关人士(以下称"中方")进行磋商和实地调查。

经磋商及实地调查,双方确认了附属文件所示的主要事项。本调查团回日本以后,根据本调查结果研究以日本无偿资金援助实施本项目的意义及技术可行性。

本会谈纪要由正文和附属文件构成,中文文本和日文文本各作三份,两种文本具有同等效力,经中日双方同意签署,各执一套文本。

2003年4月14日 于大连

日本国 国际协力事业团 预备调查团团长 中野 智

4 23 %

中华人民共和国 大连市人民政府 科学技术局副局长 姜 运政

(共同签署者) 中华人民共和国 大连市人民政府 对外贸易经济合作局副局长

王 延辉

正辉 7 人 3/

附属文件

1. 目的

本计划的目的是:在大连市内设立培养既懂日语又懂 IT、经营管理、理工等专业技术人才的教育培训机构,提高(1)日资企业在职人员及希望在日资企业就业的人、(2)希望在同日本企业进行经济技术合作的中方企业就业的人及在这些企业在职人员的能力,从而为大连市及辽宁省等的经济发展作出贡献的同时,对当地日资企业提供支援。

2. 项目对象用地

本计划的项目对象用地如附件1所示。

3. 实施体制

本计划的实施机构是大连市人民政府科学技术局,监督机构是大连市人民政府对外贸易经济合作局。

另外,中方为实施本计划组成了项目领导委员会。该委员会内所设置的大连 日语暨商务人才培训中心筹备委员会以大连铁道学院为主构成,今后成为本调查 的中方窗口单位。

本计划实施机构的组织图如附件2所示。

4. 申请内容

建设大连中日人才培训中心(以下称"中心")的教学楼以及附属设施(国际交流会馆、室外学生活动场地、院内道路及绿化),提供教学、办公、附属设施用的设备、器材以及教材等。(详细内容如申请书所示。)

5. 日本无偿资金援助的方式

调查团就附件 3 所示的日本无偿资金援助的方式以及附件 4 所示的中日两国政府主要负担事项的内容进行了说明,中方对此表示理解。

6. 今后调查计划

- (1)调查团(咨询团员)将继续实地调查到4月28日为止。
- (2) 如果本项目无偿资金援助的意义及适当性根据本次调查结果得到确认,而且日本国政府作出指示,JICA将派遣基本设计调查团前往中华人民共和国。

A

2

7. 其它磋商事项

- (1) 关于"中心"的正式名称,今后中日两国之间另外进行研究决定。在决定之前、中方仍然使用申请书中的名称。
- (2) "中心"是具有独立法人资格的公立教育机构,由大连市人民政府科技局直接管理。除了大连铁道学院教师以外,大连外国语学院和大连市内其它大学等的优秀教师也要授课。
- (3) 调查团说明:关于"中心"每年培养3,000人次的中方申请规模,日方认为过大,日方考虑的"中心"定位是培养人数几百人规模的非学历教育机构。

中方希望保持申请书中提出的培养规模。希望"中心"的培养规模和学历教育问题能按照中方的实际需求和日方咨询专家进一步调查的结果加以研究。

(4) 调查团说明:日方认为中方申请书中的约 2 万平方米的建筑规模过大、需要上述(3)所示人数规模为基础的建筑规模为前提。

中方希望保持申请书中提出的建筑规模。希望"中心"的建筑规模能按照 中方的实际需求和日方咨询专家进一步调查的结果加以研究。

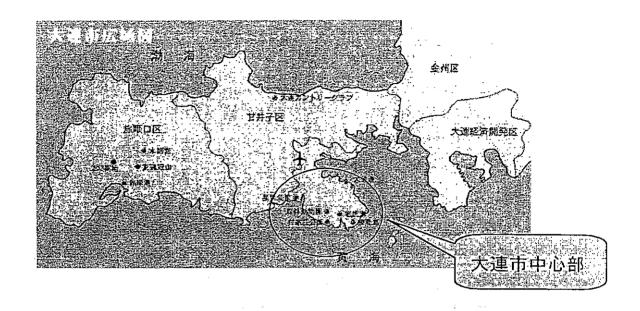
- (5) 调查团说明:教学楼以外的附属设施难于包括在援助对象范围内;中方对此表示理解。
- (6) 关于对"中心"的 JICA 技术合作问题,调查团说明: 日方设想派遣年长志愿专家小组等的方法,派遣中方所申请的专家 50 人规模有困难;中方对此表示理解。

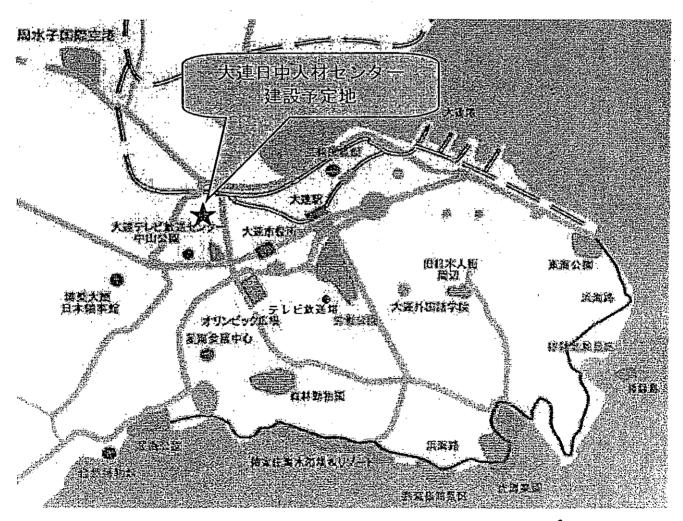
附件: 1. 项目对象用地地图

- 2. 组织图
- 3. 日本无偿资金援助的方式
- 4. 中日两国政府的主要负担事项



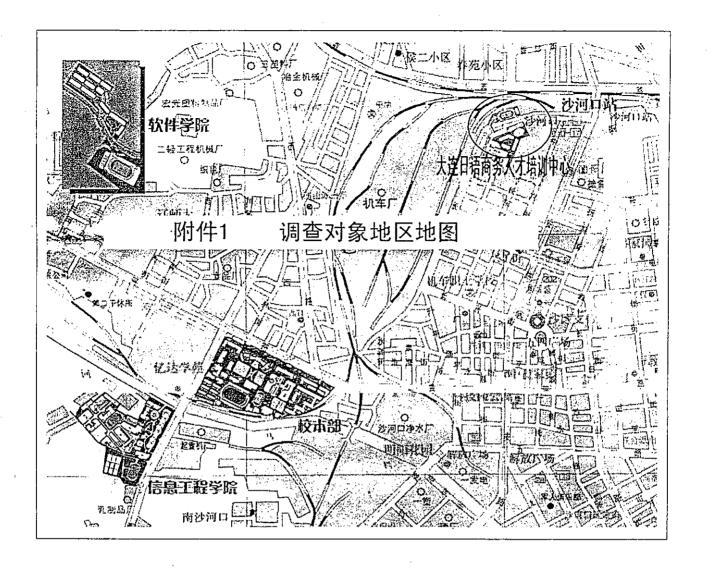
調査対象地域(サイト図)





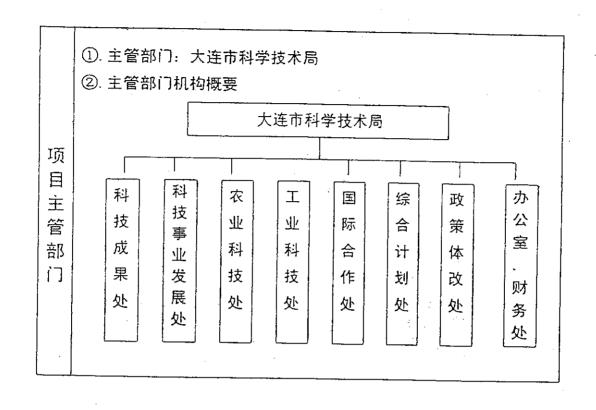


1

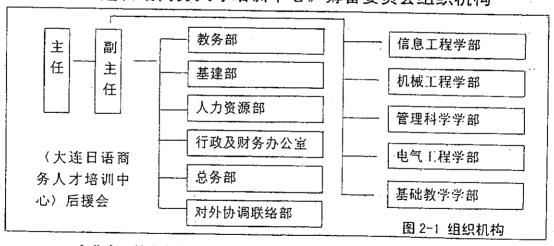


1

B



《大连日语商务人才培训中心》筹备委员会组织机构



企业家、社会名流、企事业单位、民间团体、科研院所和大专院校

H

日本无偿资金援助的方式

无偿资金援助是不要求受援国偿还地向其提供资金的援助,根据日本的有关 法规,按照以下原则提供为采购有利于受援国自身的经济社会发展计划的设施、 器材及服务(技术和运输等)所需资金。我国不采取直接采购器材和设备等以实 物提供的方式。

1. 无偿资金援助实施的程序

我国的无偿资金援助按照如下程序进行。

第一阶段的申请是:日本国政府(外务省)根据受援国提出的申请书,研究 其作为无偿资金援助的适当性,如果确认该项目的优先度较高,指示 JICA 进行调 杳。

第二阶段的调查(基本设计调查)由 JICA 实施,不过 JICA 原则上采取与我国咨询单位签订合同的方法进行该调查。

第三阶段的审查与批准是:根据在第二阶段 JICA 编写的基本设计调查报告书,日本政府审查该项目做为无偿资金援助是否合适,然后向日本内阁会议上报批准。

内阁会议所批准的项目,在第四阶段由两国政府签署交换公文(E/N)正式决定,无偿资金援助就付诸实施。

实施无偿资金援助时,对招标、合同手续及其他事项,JICA 对受援国政府给予协助。

2. 调查的地位

(1) 调查内容

JICA 进行的调查(基本设计调查)是:对申请的背景、目的、效果及项目实施所需维护管理能力等开展调查;同时在技术、社会、经济等方面验证该项目的适当性:然后与受援国政府协商项目基本设想,双方对其进行确认;同时进行项目基本设计和费用概算。但是,其目的是为日本政府提供做为无偿资金援助审批项目时所需的基本资料(判断的材料)。

当然,申请内容并不是全部不变地成为援助对象,考虑日本无偿资金援助制度等,对项目基本设想进行确认。

另外,做为无偿资金援助实施项目时,我国从希望受援国自主努力的立场出发,要求受援国方面也采取有关的必要措施,而即使该措施超过主管实施机构所



2



管辖的范围,也向该机构要求保证实施该措施,以会谈纪要进行与对方政府—切有关机构的确认。

(2) 咨询单位的选定

关于通过政府换文(E/N)决定实施无偿资金援助之后要签订的咨询单位合同,因为需要保持基本设计调查与详细设计工作在技术上的连贯性,JICA向受援国政府推荐该咨询公司。

3. 无偿资金援助方式

(1)交换公文的签署

实施无偿资金援助时,需要政府之间达成协议、并签署 E/N。在 E/N 中,该项目的目的、援助期限、实施条件、援助限额等得到确认。

(2) 援助期限

援助期限在日本举行内阁会议批准的该会计年度内。在此期间必须完成从签署 E/N 到签订咨询单位合同及承包单位合同直至最终付款的全部工作。

但是,如因气象等不可抗力的原因造成运输、安装、施工等的迟误,根据两 国间的协议可延长一年(一个财政年度)。

(3)关于利用无偿援助资金所采购的产品和劳务,原则上应合理地且专门地采购日本国和受援国的产品以及日本国民的劳务。这里所说的"日本国民"一词,表示日本国的自然人或其支配的日本国的法人。

但是两国政府认为有必要时,无偿资金援助也可用于购买第三国(日本国和受援国以外)的产品或运输等劳务。但是,本着无偿资金援助准则,实施援助时的首要承包单位,即咨询公司、施工公司、以及器材采购公司只限于日本国民。

(4) "合同的核定"的必要性

受援国政府或政府指定的机构同日本国民以日元缔约合同,并须经日本国政府核定。本规定以无偿援助资金来源于日本国民的税金为依据。

(5) 要求受援国采取的措施

实施无偿资金援助时,要求受援国政府采取下列措施。

- 1) 就设施建设项目,落实建筑设施所需土地,并平整用地。
- 2) 平整用地时,应同时整建牵到用地的供电、供水、排水及其他附带设施。
- 3) 就提供物资和器材等项目,应确保所需建筑物等。



- 4) 原则上应负担利用无偿资金援助购买的产品在港口卸货、结关及国内运输 所发生的经费,并确保迅速实施。
- 5) 免除日本国民根据核定合同采购的产品及服务的关税、国内税款及其他财政税捐。
- 6) 对根据核定合同提供服务的日本国民,为执行其工作而入境和居留,提供必要的方便。

7)适当地使用

保证根据无偿资金援助所建设的设施及所购买的器材为本项目的实施得到 适当而有效的维护和使用,并确保为此所需的人员等。同时,负担为实施项目 必需的无偿资金援助范围以外的维护、管理费等全部费用。

8)再出口

利用无偿援助资金购买的产品不应该从受援国再出口。

- 9)银行协定
- a) 受援国政府或受指定的机构必须在日本国内的银行开设受援国政府名义的帐户。日本国政府根据经核定的合同把受援国政府或受指定的机构用于偿还债务的资金以日元汇到上述帐户,以此执行无偿资金援助。
- b) 根据受援国政府或受指定的机构发行的支付授权书,银行向日本国政府提交付款通知单时,日本政府执行缴付。

10)支付授权书

对缔结协定的银行,受援国政府应负担支付授权书通知手续费及支付手续费。





中日两国政府的主要负担事项

	中口內內以前的主安贝但事项		· · =
	负担事项 	日本	中国
1	确保项目用地		•
2	拆除项目用地上的障碍物、整地、填埋等(根据需要)		•
3	在项目用地周围建设大门或围墙		•
4	停车用地建设		
5	道路建设		
•	1)项目用地内		
	2)项目用地外		•
6	建筑物的施工	•	
7	电力、自来水、排水以及其它设施		
	1) 电力		
	a. 到项目用地的电线		•
	b. 引人电线及室内配线		
•	c. 主断路器及变压器		
	2) 自来水		
	a. 到项目用地的自来水干管		
1	b. 项目用地内的自来水供应工程		
	3)排水设备		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	a. 到项目用地的排水干管		
	b. 项目用地内的排水设备 (厕所排水、生活排水、下水沟等)		
	4) 煤气		-
	a. 到项目用地的煤气干管	İ	
	b. 项目用地内的煤气供应工程	•	
	5) 电话		_
	a. 到建筑物内主供应设备(MDF)的电话引入线		
ł	b. MDF及支线		
	6) 家具及器材 a. 全部家具		_
	a. 宝印《共 b. 项目必要的器材		
8	对根据银行协定(B/A)提供金融服务的银行的如下费用负担		
O	1) 支付授权书(A/P) 发行手续费		
	2) 支付手续费		
9	确切地实施受援国卸货港口卸货和报关工作		
9	1)从日本到受援国的产品海运(空运)		
	2) 在卸货港口的产品免税手续及报关工作		
	3) 从卸货港口到项目用地的国内运输	((((((((((
10	根据已核定的合同,对于为提供产品及执行其支援业务必要的日本国民,		(•)
10	为其履行工作而入境和入境后住宿提供必要的方便	Ì	•
11	根据已核定的合同,为提供产品及执行其支援业务,免征受援国向日本国		
	民征收的关税、国内税款、增值税及其它财政税款		
12	为了合理使用并维护管理通过无偿资金援助所建设的设施及所购置的器		
سد	为了古程使用开维护首连通过无偿负金援助所建设的设施及所购置的命 材,负担必要的费用		
13	为,员也必要的员用 负担通过无偿资金援助建设及购置以外的、为建设设施及设备运输安装所		
10	照		
	10月77天 6 贝 / 1		





